

# 府中市学校給食代替費助成金のご案内

府中市では、学校給食の代替として弁当等を持参する児童・生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減と学校給食の提供を受ける保護者との公平を図ることを目的に助成金を交付します。

## 1 対象者

府中市立の小・中学校に在籍し、食物アレルギーや食事管理を要する疾病等により学校給食の提供を受けられず、持参した弁当等を在籍する学校で飲食（弁当対応）する児童・生徒の保護者が対象です。

- (1) 飲料を含む一切の給食の提供を受けず、弁当等を喫食する児童・生徒
  - (2) 牛乳等飲料のみ給食の提供を受け、それ以外は弁当等を喫食する児童・生徒
- ※申請にあたり、次の手続きがお済でない場合は、学校を通じてお手続きください。

- 給食を停止する手続き
- 飲料のみ給食の提供を受ける場合は、【学校給食申込書】の提出

※次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- 飲料を除き、一部でも給食の提供を受けている場合
- 学校給食費の滞納がある場合（分割納付又は延期納付の承諾を受けている者を除く。）
- 自宅、フリースクールなど、在籍する市立学校以外の場所のみで弁当等を喫食している場合

## 2 助成額

弁当対応した月数に、該当学年の給食費月額を乗じた額を助成します。

※飲料の提供を受ける場合は、給食費月額から、飲料の費用を差し引いた額となります。飲料の費用を差し引いた額は、毎年5月上旬に決定します。

※8月・9月は合わせて1か月とします。

※助成金は、上半期分（4月～9月）と下半期分（10月～翌3月）の2回に分けて交付します。ただし、市外転出等により助成対象でなくなった場合は、その時点で交付します。

※月の途中で弁当対応を開始する場合は、翌月分から助成の対象となります。

※月の途中で弁当対応を終了する場合は、前月分までが助成の対象となります。

| 学 年   | 小学生    |        |        | 中学生    |
|-------|--------|--------|--------|--------|
|       | 1・2年生  | 3・4年生  | 5・6年生  |        |
| 給食費月額 | 4,300円 | 4,500円 | 4,700円 | 5,200円 |

例) 小学3年生で5か月弁当対応した場合

$$\Rightarrow 4,500円 \times 5か月 = \underline{\underline{22,500円}}$$

### 3 申請手順

助成金を半期ごとに交付しますので、上半期(①)、下半期(②)でそれぞれ手続きが必要です。色の付いた内容は、保護者の手続きが必要です。

| 内容       | 時期                  | 必要書類等   |
|----------|---------------------|---|
| 申請       | 4月15日<br>まで<br>(※1) | 【保護者 ⇒ 在籍校 ⇒ 市】<br>○府中市学校給食代替費助成金交付申請書(※2)<br>○必要書類(学校で保管している資料を市に提出します。)<br>…生活管理指導表(アレルギー疾患用)、診断書など、弁当対応する理由のわかる資料がある場合はその写し<br>※学校に資料保管がない場合は保護者にご用意いただく場合があります。 |
| 交付<br>決定 | 5月頃                 | 【市 ⇒ 保護者】<br>○府中市学校給食代替費助成金交付決定通知書<br>(または、○府中市学校給食代替費助成金不交付決定通知書)  |
| 内容<br>変更 | 随時                  | 【保護者 ⇒ 在籍校 ⇒ 市】<br>○府中市学校給食代替費助成金内容変更届(※2)<br>※申請内容に変更があった場合は、速やかに提出してください。   |
| 実績<br>報告 | ① 10月<br>② 翌3月      | 【学校 ⇒ 市】<br>○府中市学校給食代替費助成金実績報告書<br>※弁当対応状況を確認します。   |
| 交付<br>確定 | ① 10月頃<br>② 翌4月頃    | 【市 ⇒ 保護者】<br>○府中市学校給食代替費助成金交付確定通知書  |
| 請求       | ① 10月頃<br>② 翌4月頃    | 【保護者 ⇒ 市】<br>○府中市学校給食代替費助成金請求書兼支払金口座振替依頼書<br>※様式は交付確定通知書送付時に同封します。<br>※請求から2週間程度で市から指定の口座に助成金を振り込みます。   |

※1 学校を通じ、市に申請書が届いた日が申請日となります。

年度途中から開始する場合は、助成開始希望月の10日までに申請書を提出してください。例) 6月から助成を希望する場合は6月10日まで

※2 申請書、内容変更届は、在籍校で配布しているほか、府中市のホームページからもダウンロード可能です。

#### 問合せ・提出先

〒183-0003 府中市朝日町3丁目13番地

府中市教育部学務保健課給食センター 学校給食費担当

電話：042-366-8375

メール：gakumuhoken03@city.fuchu.tokyo.jp

◆◆◆ よくあるご質問 ◆◆◆

Q 給食の使用食材により、完全弁当にする日や、一部弁当にする日がありますが、助成対象となりますか。

A 月に1回でも、または一部でも給食を食べる（例：デザートのみ食べる）月は助成対象外となります。ひと月を通じて弁当対応する月のみ助成対象です。

Q 飲用牛乳類除去（給食は食べるが飲料牛乳類だけ飲まない）の申請をしている場合、助成対象となりますか。

A 給食を食べているので助成対象外となります。

Q フリースクール等に通り弁当対応をしている場合は助成対象となりますか。

A 市立学校に通り弁当対応をする場合のみ助成対象となります。

Q 市立学校に在籍し、週に1回は市立学校に通り弁当対応をしていますが、それ以外の日は市立以外の学校へ通っている場合は助成対象となりますか。

A 月に1回も市立学校への登校がない場合は助成対象外ですが、1回以上登校し、弁当対応をしている場合は助成対象となります。

Q 月の途中で市外の学校へ転校した場合は、いつまで助成対象になりますか。

A 月単位での助成になるため、ひと月を通じて在籍し、弁当対応をした月が助成対象となります。この場合は前月までが助成対象となります。

例) 10月15日に市外の学校へ転校した場合は9月までが助成対象  
転出日が確定次第、「府中市学校給食代替費助成金内容変更届」を速やかに提出してください。

Q 月の途中から市立学校へ転入した場合は、いつから助成対象になりますか。

A 月単位での助成になるため、ひと月を通じて在籍し、弁当対応をした月が助成対象となります。この場合は転入日の翌月10日までに申請すれば、転入日の翌月から助成対象となります。なお、転入日がその月の給食開始以前の場合はその月の10日までに申請すれば、転入月から助成対象となります。

例) 10月15日に市立学校へ転入し、11月10日までに学校を通じて市に申請書が届いた場合は11月から助成対象

例) 給食開始が1月9日で、1月7日に市立学校へ転入し、1月10日までに学校を通じて市に申請書が届いた場合は1月から助成対象

Q 断食中のため、給食も弁当も食べない場合は助成対象となりますか。

A 弁当対応をしていないので助成対象外となります。

Q 内容変更届はどのような場合に提出が必要ですか。

A 転校・住所変更・保護者変更・弁当区分（完全弁当／ミルク給食）変更 等が生じた場合に速やかに内容変更届の提出が必要です。

## 府中市の食物アレルギー対応について

府中市立学校給食センターでは、給食における食物アレルギー等で給食の摂取制限のある児童・生徒に対して、次の1～3の対応をしています。詳細は給食センターのホームページに掲載されている「府中市立小学校（中学校）における学校給食食物アレルギーの手引き」をご覧ください。

### 1. 食物アレルギー対応食（除去食・代替食）※給食センターで調理する献立が対象

|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>対 象<br/>食 品</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・卵（鶏卵、うずら卵）</li> <li>・牛乳および乳製品類（ヨーグルト、チーズ、生クリーム、練乳、バター、ホワイトゼリー等）</li> <li>・甲殻類（えび、かに）</li> <li>・果物（果物および果物を使った料理に対応 ※かんきつ類は除く）<br/>※果物代替は、対象の果物の代わりに「みかん」または「冷凍みかん」を提供</li> </ul> <p>★1つの料理に複数の対象食品が使用されている場合は、全て除いて提供します。<br/>（例：えびグラタンは乳とえびを除去。乳のみ、甲殻類のみの申請の方も両方除去したものが提供されます。）</p> <p>対象外食品：パンやデザート、ドレッシング等のように業者から直接学校に納品されるもの。調味料・だし・添加物。<br/>※府中市では、そば、ピーナッツ、ナッツ類（アーモンド、カシューナッツ、くるみ）は使用していません。キウイフルーツは当面の間使用しません。</p> |
| <p>対 象 者</p>       | <p>食物アレルギーのため、給食の全部または一部を食べることができない児童・生徒<br/>ただし、極微量で反応が誘発される可能性がある場合には、弁当対応を考慮していただきます。</p>   |

### 2. 献立細案および使用食品原材料配合表の送付

給食の使用食品名や一人分の使用量、また、食品の原材料や配合割合が分かります。

献立細案・・・・・・・・・・給食の使用食品名および使用量を記載したもの

使用食品原材料配合表・・・調味料やパン等に使用されている食品の配合割合を記載したもの

### 3. 飲用牛乳類の除去

飲用牛乳および飲用牛乳に代わる乳製品（ミルクコーヒー・ドリンクヨーグルト・乳酸菌飲料等）の除去を行います。飲用牛乳のみの除去や一部除去はできません。

#### ◆ 飲み物のみ飲用について ◆

給食の喫食はできない児童・生徒で、飲み物のみ飲用なら可能な場合は給食のうち飲み物のみ提供し、そのほかは弁当を持参する対応もできます。この場合は学校給食代替費助成金の対象となり、給食費月額から、飲料の費用を差し引いた額の助成を受けることができます。